

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、家庭用塗料とその関連製品の販売を行うA市所在のB会社（以下「会社」という。）に採用され、C営業所、D営業所等の勤務を経て、平成〇年〇月〇日からは〇部において、在庫品及び副資材の出荷手配、証明書の作成・発送等の業務に従事していた。

請求人によれば、平成〇年〇月末頃の出勤前に初めて吐き気、動悸の症状が出て、その後、同年〇月〇日に実施された目標管理シートの面接後に強い動悸を感じたという。請求人は、同日、Eクリニックに受診し「不安神経症」と診断され、同月〇日にはFクリニックに受診し「適応障害」と診断された。

請求人は、精神障害を発病したのは業務上の事由によるものであるとして、監督署長に療養補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人に発病した精神障害は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、請求人に発病した精神障害が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 専門部会は、平成○年○月○日付け意見書において、請求人に出現した症状や状態をICD-10診断ガイドラインに照らし、「請求人は、平成○年○月下旬頃に『適応障害 (F 4 3. 2)』を発病したものと判断している。当審査会としても、請求人からの聴取書及びG医師の意見書に述べられている請求人の自覚症状等に関する記述から、専門部会の医学的意見は妥当であり、請求人は、ICD-10診断ガイドラインに照らし、同年○月下旬頃に「F 4 3. 2 適応障害」(以下「本件疾病」という。)を発病したものと判断する。

(2) ところで、精神障害の業務起因性の判断に関しては、厚生労働省労働基準局長は、「心理的負荷による精神障害の認定基準について」(平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。)を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考えことから、以下、認定基準に基づき、検討する。

(3) 請求人の本件疾病発病前おおむね6か月間の業務による出来事についてみると、請求人は、H部長から業務に名を借りただけのいじめ・嫌がらせを受け、密室では、「不器用だ」、「字が汚い」などの会社の同僚らが知らない執拗な攻撃を受け、平成○年○月の納期誤りのミスが分かってからは、執拗に「お前が責任を取れ」というように責めた、などと主張している。

ア まず、請求人がいじめ等と主張するH部長の言動は、認定基準別表1の具体的出来事「(ひどい)嫌がらせ、いじめ、又は暴行を受けた」に該当するものと推認する。しかしながら、H部長自身、請求人の業務態度から何回も

同じことの繰り返しになるので、少しきつい言い方になったことを認めているように、I課長や会社関係者の申述からも、強い指導・叱責があったことは認められるものの、請求人の人格や人間性を否定するような言動は一件資料からは確認できない。したがって、当審査会としては、具体的出来事「上司とのトラブルがあった」に当てはめ、評価すると、会社関係者からも客観的に認識されるような、業務指導の範囲内である指導・叱責を受けたものとして、その心理的負荷の総合評価は「中」と判断する。

次に、納期ミスを責められたとの主張は、認定基準別表1の具体的出来事「会社の経営に影響するなどの重大な仕事上のミスをした」に該当する。この点について、請求人は、「お前が責任を取れ」と責めながら、その後一転して「担当者がうまく収めた。始末書を書くようなことではない。損害賠償も発生していない。」というH部長の態度には納得できないとしているが、請求人からの事情聴取に立ち会ったH部長とI課長は、「原因を聞いても黙って何も言わない。自分のミスでも一切ごめんなさい、すいませんの言葉はない。ミスがわかった時点で上司に報告しない。」旨述べており、会社が提出した請求人との面談記録には、「日時：平成〇年〇月〇日13：20～13：50、面談者：H・I、内容：納期間違の件 報告を受けたことと行動が一致していない（連絡していないと思われる）。クレーム後、担当者にも連絡をとっていない。」などの記載がみられる。したがって、当審査会としては、会社の損害は担当者で処理できる程度のものであり、請求人がミス後に上司に報告し事後対応を行った形跡もみられないことから、その心理的負荷の総合評価は「弱」程度と判断する。

なお、請求人は、J課長から業務の範囲を超えた意味不明の発言をされた、などと新たな主張をしているが、そもそもJ課長が請求人の上司として就任したのは、本件疾病発病後の平成〇年〇月のことであることから、請求人の主張は採用できない。

(4) 以上のとおりであるから、当審査会としては、請求人の業務による心理的負荷の全体評価は「中」であり、「強」に至らず、請求人に発病した本件疾病は業務上の事由によるものとは認められないと判断する。

3 以上のとおりであるので、監督署長が請求人に対してした療養補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって、主文のとおり裁決する。